

司法書士がお答えします

住まい Q&A

Answer

司法書士 宮城 匠 (司法書士法人 匠事務所)

那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇4階 電話098-833-6461

台風の被害～誰の責任？

Question

毎年台風の時期になると、ニュースなどで看板や屋根が吹き飛ばされる場面を目にします。例えば、飛ばされた看板が自動車に当たって自動車の修理が必要になった場合の修理費用は、誰が払ってくれるのでしょうか？

Answer

時節柄、台風の多いこの時期になると、台風被害の法律相談が増えてきます。本稿が、台風の損害が生じた場合の紛争解決の一助になれば幸いです。

① 工物責任

民法717条において、「土地の工物物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたとき」は、その工物物の占有者（工物物を事実上支配する者）が、被害者に対してその損害を賠償する責任を負うと定められています。また、占有者が損害の発生を防止するに必要な注意をしていたときも、占有者に代わって所有者が賠償責任を負わなければならないと定められています。この責任を工物物責任と言います。「土地の工物物」とは、土地に接着した家屋や壁などを

指し、看板や屋根も土地工物物の一部ですので工物物にあたります。「瑕疵」とは、簡単にいえば欠陥のことで、通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。

したがって、台風により看板が飛んできて、自動車に当たって損害が発生した場合、自動車の所有者は、看板が通常備えているべき安全性を欠いていた場合に、損害賠償を請求できることとなります。

② 安全性の確保はご留意ください

台風により損害が発生した場合、裁判においては、その看板が通常発生することが予測される台風に対することのできる安全性を備えていたかどうか争いになります。台風の来る確率は地域により違いはありますが、特に沖縄では台風に襲われる

ことは、当然予測されることです。また、昨今は天気予報の精度も高まっており、ある程度、風速何メートルの風が吹くか予測することもできます。したがって、予想される風速の風が吹いても、看板が飛ばない程度の備えが必要になります。

しっかりと金具で固定する、あるいはヒモでしぼり付けなどの方法を取ることができます。また、このような備えをしていても損害が生じた場合は、今まで経験したことのないような超大型台風が襲ったなど、不可抗力と認められない限り、占有者に代わって所有者が損害を賠償しなければなりません。工物物責任は所有者にとつて重い責任ともいえます。

なお、裁判においては、土地の工物物が通常備えているべき安全性を欠いていることの証明は、損害賠償

を請求する者が行わなければならないかもしれません。さらに、損害が予測されたかという問題は、被害を受けた方にも無関係ではありません。

台風の影響による被害発生の危険性が高いことが充分予測できたのに、無防備な状態で路上に自動車を放置していたような場合には、被害者にも過失が認められ、過失相殺により損害賠償額が減額されることがあります。

③ まとめ

今回は工物物責任の一般論について述べましたが、実際の工物物責任の裁判では、立証を含め長引くケースが多々あります。台風が襲ってくるとなれば、十分な備えを怠らず、万が一のために保険に加入しておくことをお勧めします。

* *